

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 26 年3月1日

香 取 市 長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
府馬地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 25 年 11 月 12 日
3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)の状況
 - 経営体数
 - 法人 1 経営体
 - 個人 22 経営体
4. 地域農業の将来のあり方
担い手への農地集積・集約化